

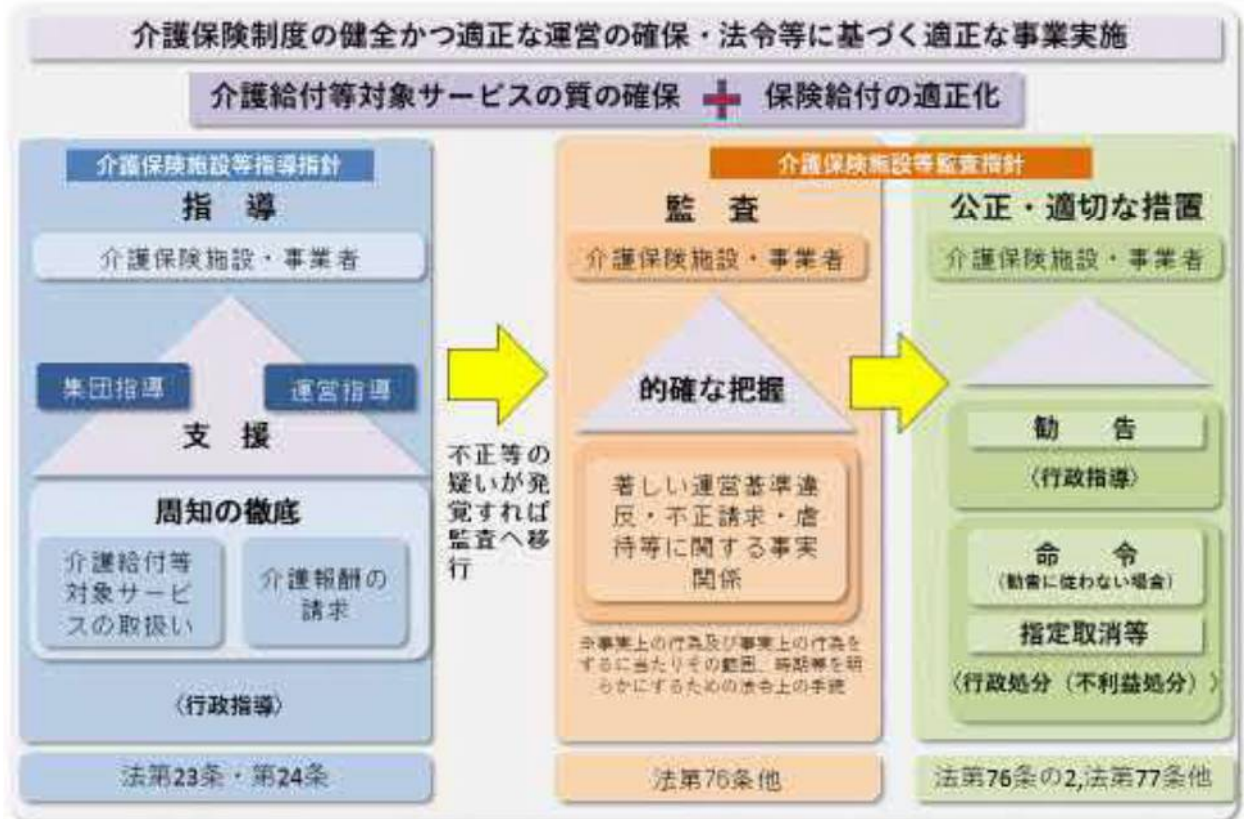
# 令和 7 年度 集団指導資料

## 指導・監査の実施状況について

香川県健康福祉部 長寿社会対策課

令和 8 年 3 月 10 日、11 日

## 介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



厚生労働省：介護保険施設等運営指導マニュアルより抜粋

### 指導の目的

介護保険制度において、サービスの直接的な担い手である介護保険施設等には、利用者の尊厳を守り、かつ質の高いサービス提供が求められています。

指導により、居宅介護サービス事業所等が適正なサービスを行うことができるよう、「介護給付等対象サービスの取扱い」や「介護報酬の請求」に関する周知の徹底を図り、「サービスの質の確保」、「保険給付の適正化」が果たされるよう努めるもの。

### 運営指導の実施頻度

居宅介護サービス事業所への運営指導は、原則として指定の有効期間内(6年)に少なくとも1回以上行います。

運営指導は、実施予定日のおおむね1月以上前までに実施する旨の通知を行います。

また、指導の円滑な実施のため、実施予定日の1週間前までに、運営規程や勤務表などの書類の事前提出をお願いしています。

## **運営指導の着眼点**

### ①介護サービスの実施状況指導

主として利用者に対するサービスの質を確認するために行う指導

ケアマネジメント・プロセスに基づくサービス実施の確認の他、通所系サービスにおいては、サービスを受ける利用者の生活実態の把握により、サービスの適正性の確認や、高齢者虐待及び不適切な身体的拘束等の発見や防止について、現場において実態を目視し、関係者から状況を聴取することにより確認します。

### ②最低基準等運営体制指導

サービス種別毎の基準等（人員基準・設備基準・運営基準）に規定する運営体制を確認するために行う指導で、個別サービスの質を確保するための体制に関する事項について確認し必要な指導を行うものです。

### ③報酬請求指導

報酬基準に基づき、要件に適合した加算に基づくサービスの実施を確認することにより、不正請求の防止と制度管理の適正化を図ることを目的として、介護サービスの質の確保や、よりよいケアの実現を目指すものです。

具体的には、主として居宅介護サービス事業所等が届出等で実施する各種加算に関する算定及び請求状況について確認します。

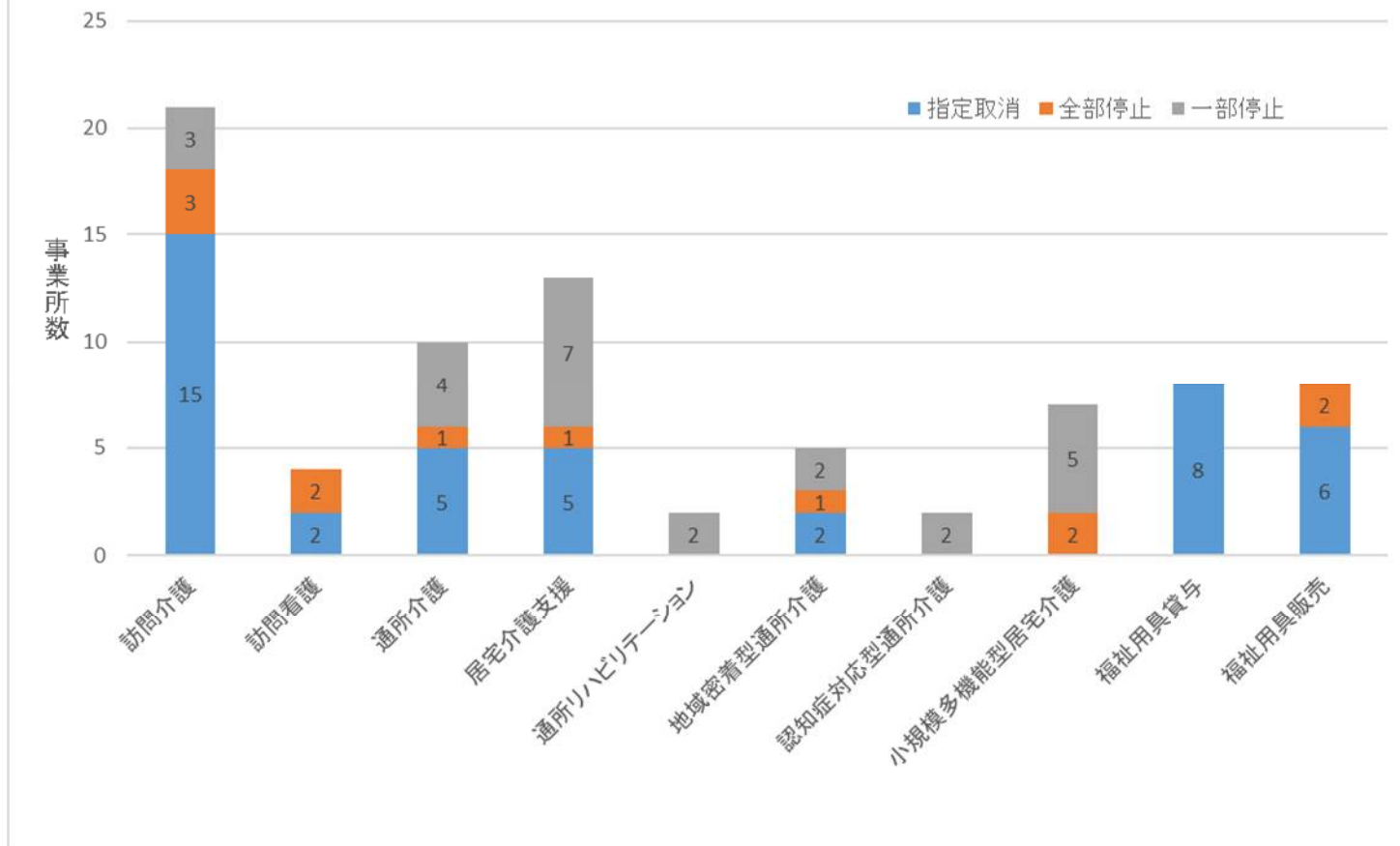
また、加算報酬の請求については、その算定要件が満たされていても、取扱いが不十分である場合は、正しい理解に基づく取扱いをするよう改善指導を行います。

## **監査とは**

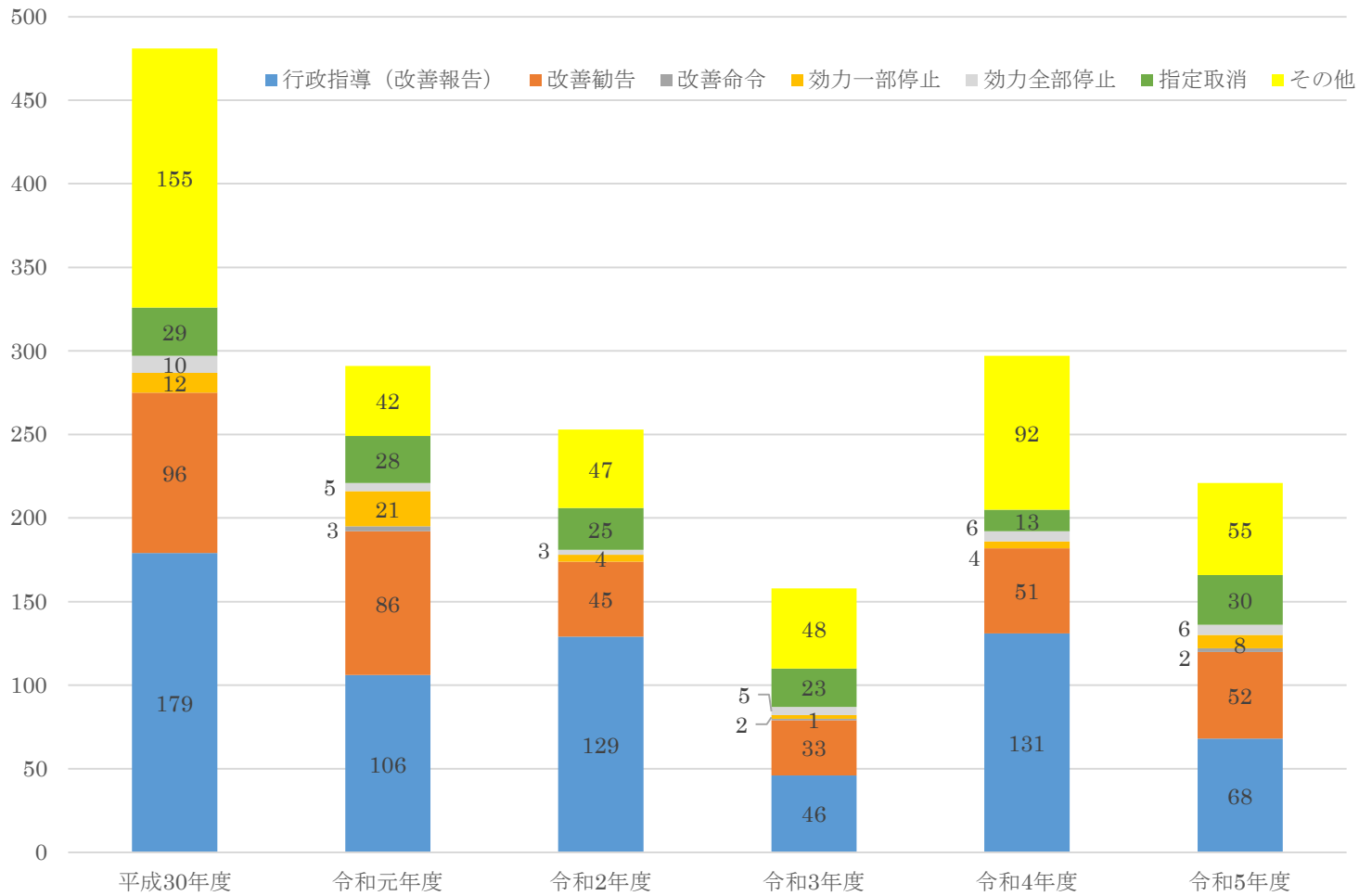
監査は、居宅介護サービス事業所等において人員基準違反や運営基準違反、不正請求、高齢者虐待等が認められた場合や、その恐れがある・疑いがある場合に介護保険法第76条等に基づき、報告、帳簿書類等の提示を求め、関係者の出頭、質問を行うことにより情報を収集するとともに現地に立ち入って検査を行い、事実関係を確認するものです。

監査の結果、不適切な事例が認められた場合は、文書指導等を行いますが、著しい違反等があれば、指定取消や効力の停止といった行政処分を行うこともあります。

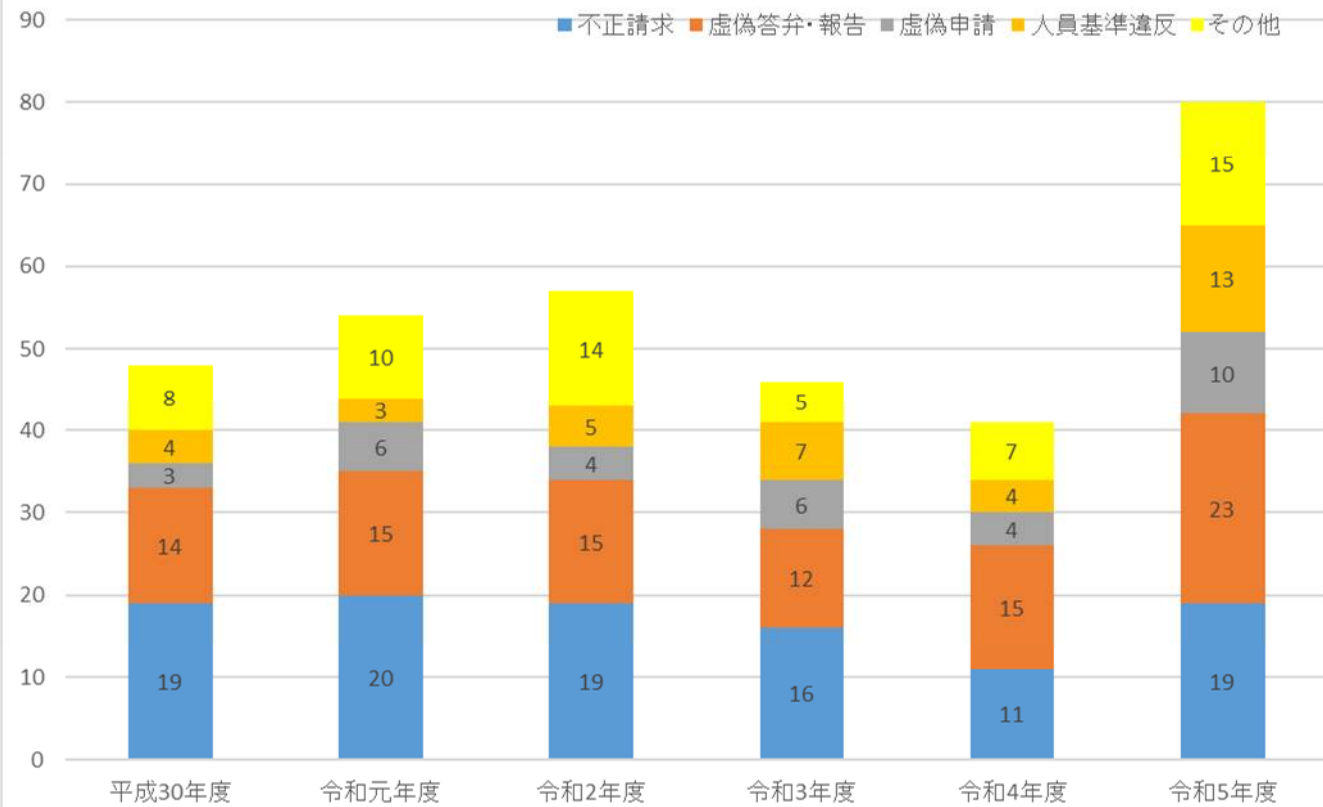
指定取消・効力の停止事業所数(令和5年度全国の状況)



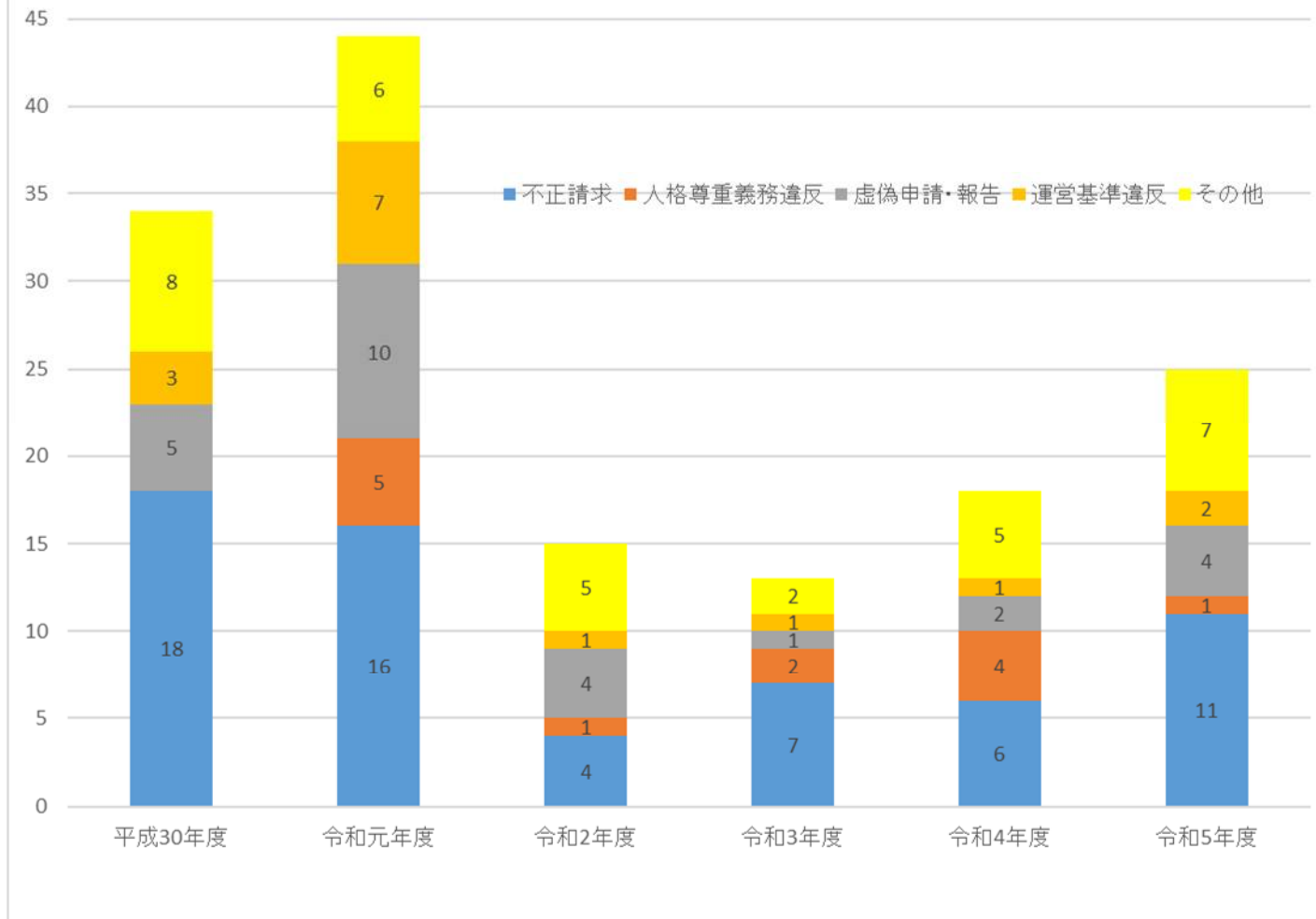
全国の監査実施事業所数・監査結果の年次推移（居宅介護サービス）



全国の指定取消の処分事由別 年次推移(居宅介護サービス)



全国の効力停止処分事由別 年次推移(居宅介護サービス)



## 県内事業所での主な指導事項

### 【複数サービス共通事項】

#### 変更の届出の提出

事業所の名称及び所在地、運営規程、事業所の構造や専用区画、面積など、厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を県に届け出ることになっているが、届け出がなかった。

特に、「食堂と機能訓練室の合計面積  $\geq 3 \text{ m}^2 \times \text{利用定員}$ 」といった面積要件がある通所介護の場合、県に提出いただいている図面と見比べて確認するため、設備・備品等を設置してサービス提供スペースの面積が変更になっている場合は、留意いただきたい。

#### 掲示

介護サービス事業所は原則として、運営規程の概要、介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム）に掲載することとなっているが、確認できない事業所があった。

令和7年4月1日より原則、義務化されているので掲載をお願いする。

#### 衛生管理等

・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果の周知徹底を図ることとなっているが、おおむね6月に1回の開催ができていなかった。

#### 勤務体制の確保等

・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針が明確化されていない。  
・事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、兼務関係を明確にすることとなっているが、例えば有料老人ホームと訪問介護、通所介護、など複数のサービスを提供している事業所において、勤務表を分けて作成しておらず、勤務時間が明確に区分されていない。

#### 規定等

・運営規定に定めておかなければならない事項である「虐待防止のための措置に関する事項」について、運営規定に記載されていない。  
・虐待防止のための指針が定められていない。（高齢者虐待防止未実施減算）

※高齢者虐待防止未実施減算は、「委員会の定期的な開催」「指針の整備」「年1回以上の研修」「担当者の設置」のうちどれか1つが欠けても減算が適用されるため、留意すること。

- ・感染症の予防及びまん延防止のための指針が定められていない。(感染症マニュアルで足りると誤認識していた。)指針を定めていても、必要な項目が足りていない。

- ・感染症や非常災害の業務継続計画を策定し、発生時には業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないが、非常災害のBCPのみ策定し、感染症のBCPが策定されていない。(業務継続計画未策定減算)

### **記録等**

- ・説明日、同意日、研修した日、訓練した日など、日付の記録ができていない。
- ・研修や訓練などで、実施した内容、参加者の指名、欠席者への対応(資料配布や回覧など)がきちんと記録に残せていない。
- ・加算や減算などで、研修や訓練、会議の定期的開催などが要件となっているものについては、記録をお願いします。

### **内容及び手続の説明及び同意**

- ・重要事項説明書において、サービスに関する利用料金の金額が誤って記載されている。また、営業時間や通常のサービス提供地域などの項目で、運営規程と異なった内容の記載がある。
- ・サービス担当者会議等で、利用者の家族の個人情報を用いる場合に、利用者本人の同意のみで、当該家族の同意を得ていない。
- ・利用者や家族のサインを貰っていても、同意を得た日付の記載がない。
- ・介護報酬の改定があった場合に、料金の変更について説明し、同意を得ていない。